

少年法の適用年齢の引下げに反対する理事長声明

公職選挙法が一部改正され、投票年齢が18歳に引き下げられた。同法附則においては、民法、少年法その他法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるとされている。公職選挙法の改正に伴い投票年齢が引き下げられたことから、少年法を改正して少年法の適用年齢を18歳に引き下げるべきだという意見がある。しかし、当連合会は、少年法の適用年齢の引下げに反対である。

投票年齢の引下げにあわせて、少年法の適用年齢を引き下げるべきという見解に対しては、適用年齢は、当該制度において、その制度の本質とその時代における社会の実態に合わせて定められるべきもので、投票年齢と少年法の適用年齢を同一にすることには必然性はないといわなければならない。旧少年法は、18歳未満を適用対象としていたが、現行少年法は年齢を引き上げ、20歳未満を適用対象とした。一方、投票年齢については、順次引き下げられてきたという歴史がある。このように、両者の年齢は歴史的にも一致させられてはこなかったし、投票年齢の引下げに伴い、少年法の適用年齢を引き下げるのは、歴史に逆行するものとなる。

少年法の適用年齢の引下げに賛成する論者からは、凶悪化、増加する少年犯罪への対応の必要性が語られることがある。しかし、少年事件は、総数の点でも人口比でも減少傾向にある。また、殺人事件についても昭和40年代と比べれば、5分の1程度に減少している。家庭裁判所が審判で殺人既遂の事実を認定した少年は、年間平均15人程度（平成13年から25年まで）であり、少年事件の全体数（10万5235人、平成25年終局処理人員）からみてわずかである。少年事件の増加、凶悪化という立法事実は存在せず、それを根拠に少年法適用年齢を引き下げる必要性はない。

少年法の目的は、少年を保護し、成長発達権を保障し更生に導くことにある。そのために、少年事件を、地方裁判所などで行う刑事手続ではなく家庭裁判所で取り扱う。少年法は、原則として全ての少年事件を家庭裁判所に送致することを要求し、検察官の裁量で送致することを猶予することを許容していない。少年審判の一連の手続においては、教育的な観点での調査と審理が行われ、施設収容処分が定められる場合の収容先は刑務所ではなく少年院である。少年法に携わる専門家からも、このような少年法のシステムは有効に機能していると評価されている。

少年法の適用年齢を引き下げれば、少年法の適用対象から外れた18歳、19歳の者に対しては刑事手続が適用される。刑事手続では少年事件のような教育的措置は行われない。また、刑事手続では起訴便宜主義がとられ、起訴、不起訴の判断が検察官の裁量に委ねられる。平成25年における成人事件の公判請求率が約7.3%であることを考慮すると、刑事手続にかかれば、18歳、19歳の者の犯した事件の相当数が起訴猶予等の不起訴処分によって終了する。このように、18歳、19歳を、少年事件の対象から外すことは、これらの者から、少年事件としての教育的措置と更生の機会を奪う結果になる。そのため、少年法の適用年齢の引下げは、将来の社会において犯罪を増加させることにもつながりかねない。

現代においては、社会が高度化し、大学進学率が向上していることなどから、18歳で社会的に自立することが難しくなっている。このような社会環境にあって、18歳で少年

法による保護を打ち切るようなことは、時代の要請にかなうものとはいえない。

子ども達は社会の礎であり、未来の社会を構成する。少年法は、未来の社会人を健全に育成するために設けられているが、少年の未来だけではなく、社会の未来も左右する重要な法律である。このような法律についての議論は、様々な統計資料も調査検討し、科学的な見地から総合的かつ慎重になされる必要があるし、短期的な視点より長期的な視点での判断が求められる。

上記のとおり、当連合会は、18歳で社会的自立の困難な現代において、少年と社会を守る少年法の機能を減殺させる少年法の適用年齢の引下げに反対する。

2015年（平成27年）7月13日

近畿弁護士会連合会

理事長 元 永 佐緒里